

# 養育費相談支援センター事業

平成22年8月

雇用均等・児童家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室（竹林 悟史室長）

## 1. 施策体系上の位置づけ

基本目標VI 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てるなどを可能にする社会づくりを推進すること

施策大目標6 総合的な母子家庭等の自立を図ること

施策中目標6-1 母子家庭の母等の自立のための総合的な支援を図ること

## 2. 事業の概要

### （1）実施主体

企画競争を実施し、契約候補者を選定（民間団体等）

### （2）概要

養育費の取り決め等に関する相談対応や、養育費相談にあたる人材養成のための研修等を行うことにより、母子家庭等の自立の支援を図る。

#### （1）養育費相談支援事業

- ・全国の母子家庭等を対象に電話・電子メール等による養育費相談を実施
- ・都道府県等の母子家庭等就業・自立支援センター等で受け付けられた相談のうち困難事例に対し、電話等による相談支援を実施

#### （2）研修事業

- ・母子家庭等就業・自立支援センターの養育費専門相談員や母子自立支援員等、地域において養育費に係る業務に従事している者を対象とする研修

#### （3）情報提供事業

- ・ホームページ、パンフレット等による、養育費の支払いや手続き等の情報提供や周知啓発等の実施

## 3. 事後評価の内容（必要性、有効性、効率性）

### （1）有効性の評価

養育費相談支援センターの相談件数の指標をみると、養育費を確保する母子家庭等が増加することが見込める。

## (2) 効率性の評価

養育費相談支援センターにおいて母子家庭等を対象に養育費相談を実施するとともに、都道府県等の母子家庭等就業・自立支援センター等で受け付けられた相談のうち、困難事例に対し電話等による相談支援を実施することにより、全国的な養育費相談対応が実施でき、効率性が高いものと期待されている。

## (3) 政策等への反映の方向性

養育費相談支援センターの相談件数は増加しているが、養育費の取り決めをしている者及び現在も養育費を受けている者の水準は低いことから、平成23年度予算概算要求において、所用の予算を要求する。

(概算要求額：60百万円)

## 4. 評価指標等

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトプット指標		H17	H18	H19	H20	H21
1	養育費の取り決めをしている割合 (H15 34.0%)	—	38.8%	—	—	—
	達成率	—	—	—	—	—
2	現在も養育費を受けている割合 (H15 17.7%)	—	19.0%	—	—	—
	達成率	—	—	—	—	—
3	養育費相談支援センターの相談件数	—	—	1,540 件 (10月～)	3,193 件	5,162 件
	達成率	—	—	—	—	—
【調査名・資料出所、備考等】						
○1. 2については、「全国母子家庭等調査」（家庭福祉課調べ）						
○3. については、養育費相談支援センター調べ						

## 5. 特記事項

---

### (1) 国会による決議等（総理答弁及び附帯決議等含む）の該当

---

①  有・無

---

② 具体的記載

---

「児童扶養手当法の一部を改正する法律案」（第173回国会内閣提出第29号）

○衆議院：児童扶養手当法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（抜粋）

4. 児童扶養手当法の一部を改正する法律（昭和60年法律第48号）における父の所得による支給制限措置に係る改正規定については、ひとり親家庭の生活の安定及びひとり親家庭で育つ子どもの健やかな成長に資するよう、今後、養育費相談支援センターをはじめとする養育費の確保に係る取組を一層推進するとともに、その取組みの効果等を踏まえ、当該規定の在り方について検討すること。

### (2) 各種計画等政府決定等の該当

---

①  有・無

---

② 具体的記載

---

「子ども・子育てビジョン」（平成22年1月29日閣議決定）

□養育費の確保

・養育費相談支援センターや母子家庭等就業・自立支援センター等において、養育費に関する専門知識を有する相談員が、養育費の取り決め等について相談・情報提供を行うとともに、養育費相談支援センターにおいて相談員の研修等を実施します。